●●地区組合規約（例）

（目　的）

第１条　　この組合は、●●地区の農地を荒廃しないよう耕作することを目的とし、中山間地域等直接支払交付金を受給し活動する。

（名　称）

第２条　　この組合は、●●地区組合と称する。

（地　区）

第３条　　この組合の地区は、福岡県大牟田市の大字〇〇、〇〇を区域とする。

　（事　業）

第４条　　この組合は、次の事業を行う。

　　（１）　地区内の農地が荒廃しないよう耕作する

　　（２）　農道・水路等の法面雑草の刈り取り作業を実施する

　　（３）　（１）及び（２）の事業に附帯する事業

　（事務所の所在地）

第５条　　この組合の事務所は福岡県大牟田市（組合代表者宅）に置く。

（会　議）

第６条　　この組合の総会は年に１回、３月とする。

第７条　　総会において、役員の改選、事業計画、規約の制定・変更・廃止、解散等の提案があった場合は、出席者の過半数をもって決定する。

　（役　員）

第８条　　役員の定数は５人とし、この中から代表を決める。

第９条　　役員は、総会において選任する。

第１０条　　役員の任期は５年とする。

第１１条　役員手当は、代表１０，０００円、書記、会計、共同機械担当５，０００円とする。

（交付金の配分等）

第１２条　　共同作業は原則年３回とし、日当を支給する。農地面積に応じて支給する反別割と合せて支給する。

　　　　　　支給単価は次のとおりとする。

　　　　　　　　日　当　　１回当たり5,000円

　　　　　　　　反別割　　１反当たり4,000円

（会計報告）

第１３条　　総会において、交付金の総額や組員支給額について会計報告を行い、承認を得なければならない。

（事業年度）

第１４条　　事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経　費）

第１５条　　組合の経費は、交付金その他の収入をもってあてる。

附　則

　　この規約は、令和7年４月１日から施行する。